

新	旧	備考
<p>海外投資（株式等）保険約款</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00005 沿革 <u>平成 27 年 11 月 16 日</u> 一部改正</p>	<p>海外投資（株式等）保険約款</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00005</p>	
<p>第 1 条 ～ 第 8 条（略）</p>	<p>第 1 条 ～ 第 8 条（略）</p>	
<p>（保険金不払、保険金返還、保険契約の解除）</p> <p>第 9 条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかの事由により受けた損失が、被保険者等又は被保険投資の相手方の過失（重大な過失を除く。）により生じたとき</p> <p>二 第 2 条第 1 項第 6 号の事由により受けた損失が、被保険者等又は被保険投資の相手方（被保険者等が株式等の所有その他の方法によりその経営を実質的に支配しているものに限る。）の過失（重大な過失を除く。）により生じたとき</p> <p>三 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げず、又は真実でないことを告げたとき</p> <p>四 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p><u>五 被保険者等が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力若しくはこれと密接な関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき</u></p> <p>2 日本貿易保険は、第 20 条第 1 項、第 21 条第 2 項、第 3 項及び第 22 条第 4 項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p>二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00061。以下「環境ガイドライン」</p>	<p>（保険金不払、保険金返還、保険契約の解除）</p> <p>第 9 条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかの事由により受けた損失が、被保険者等又は被保険投資の相手方の過失（重大な過失を除く。）により生じたとき</p> <p>二 第 2 条第 1 項第 6 号の事由により受けた損失が、被保険者等又は被保険投資の相手方（被保険者等が株式等の所有その他の方法によりその経営を実質的に支配しているものに限る。）の過失（重大な過失を除く。）により生じたとき</p> <p>三 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げず、又は真実でないことを告げたとき</p> <p>四 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p>2 日本貿易保険は、第 20 条第 1 項、第 21 条第 2 項、第 3 項及び第 22 条第 4 項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p>二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00061。以下「環境ガイドライン」</p>	

新	旧	備考
<p>という。)に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム(環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。)の内容の全部又は一部が、被保険者等の故意又は過失により事実上反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリ A 又は B に分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリ C に分類されたとき</p> <p>三 保険契約者又は被保険者が、株式等、配当金請求権又は取得金等の取得に関して不正競争防止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>四 <u>被保険者等が、反社会的勢力等による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき</u></p> <p>3 <u>この約款に特別の定めがない限り、前項の規定による解除その他の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。</u></p>	<p>という。)に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム(環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。)の内容の全部又は一部が、被保険者等の故意又は過失により事実上反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリ A 又は B に分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリ C に分類されたとき</p> <p>三 保険契約者又は被保険者が、株式等、配当金請求権又は取得金等の取得に関して不正競争防止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したとき</p>	
第10条～第41条(略)	第10条～第41条(略)	
<p><u>附 則</u> この改正は、平成27年11月30日から実施する。</p>		